

こまったときは・・・

ひとりでなやまず 相談してください

きがえや
トイレを
のぞかれた。

ハグされた。

ひざにのせ
られた。

わきを
くすぐられた。

せんせいにわきを
くすぐられて、
いやだった

ともだちのことを
しょう

千葉県教育委員会では、教職員と児童生徒とのSNS等を使用した私的なやりとりや、児童生徒の教職員の自家用車への同乗は、わいせつ事案等のきっかけとなりうることから、禁止しています。なお、やむを得ず行うときには、管理職の許可を得る必要があります。



じ どう せ い と む
児 童 生 徒 向 け
わいせつセクハラ
そ う だ ん ま ど ぐ ち
相 談 窓 口

登 録
不 要

メール
で
相談



【入力項目】

(必須) 相談者氏名・内容・返信の希望有無
(任意) タイトル・郵便番号・住所・電話番号・添付ファイル

※その後の対応について、メール等で教職員課相談担当職員とやりとりを行う。
※保護者が代わって入力することも可能です。